

オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会（第10回）

令和7年12月10日

**【鈴木利用環境課課長補佐】** 本日も皆様お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会、第10回会合を開催させていただきます。

本日の会合はオンライン開催であり、公開されております。

構成員の皆様は、御発言を希望される場合は、チャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、座長から発言者を指名していただく方式で進めさせていただきます。

接続に不具合がある場合は、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。そのほか、何かございましたら、チャット機能等で隨時事務局に御連絡いただければと思います。

本日の資料は、資料10-1から10-6まで計6点を用意しております。

本日は、長瀬構成員が御欠席と伺っております。

議事進行は曾我部座長にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

**【曾我部座長】** 皆様、どうもおはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

本日は、関係省庁からオンラインカジノ対策の取組状況を御発表いただきます。まず、ギャンブル等依存症対策基本法改正後の取組状況につきまして、総務省と警察庁からそれぞれ御説明をいただきまして、その後、まとめて質疑の時間を設けたいと思っております。

まず、総務省情報流通行政局情報流通振興課から御説明をいただきます。よろしくお願ひいたします。

**【総務省】** 総務省の情報流通振興課でございます。

まず、今投影されております資料に基づきまして、オンラインカジノ対策に関するプラットフォーム事業者の取組状況について、御説明申し上げたいと思っております。

1ページ目に、取組状況をまとめております。上の四角に記載のとおり、リーチサイトやSNS等でのオンラインカジノに誘導する情報の発信行為を違法化すること等を内容とする、ギャンブル等依存症対策基本法改正法が、9月25日に施行されております。こちらを踏まえ、総務省では、特にそのプラットフォーム事業者の適切な対応を促すため、同日付

で「違法情報ガイドライン」を改定し、プラットフォーム事業者等に対して、ガイドラインの改定を踏まえた対応を要請しております。

少し振り返りになりますが、以前の検討会で提出させていただいた資料の2ページについて、ギャンブル等依存症対策基本法改正では、国内の不特定の者に対する禁止行為の2つの類型の1つとして、リーチサイトやSNS等でのオンラインカジノに誘導する情報の発信行為禁止行為として類型化されております。見込まれる効果として、当該行為が違法であるということが外形的に明らかになることをもって、オンラインカジノに誘導する情報について、プラットフォーム事業者による削除等の適切な対応の促進が図られることが期待されております。

これを後押しする形で、総務省の取組として「違法情報ガイドライン」を改定し、オンラインカジノサイトに誘導する情報等をインターネット上で発信する行為が違法である旨を当該ガイドライン上で明確化しております。

加えて、業界団体を通じて、プラットフォーム事業者等に対して、ガイドラインの改定を踏まえた対応を要請しているところでございます。

資料の1ページ目に戻っていただきまして、今回、主要なプラットフォーム事業者5社、Google、LINEヤフー、Meta、TikTok、Xに対して、各社が提供しているサービスにおけるオンラインカジノ対策の取組状況について、ヒアリングを行っており、その結果を記載しております。

まず、当該プラットフォーム事業者5社全てから、オンラインカジノへの誘因投稿について、「違法行為」等の禁止行為に該当するものとして取り扱っている旨、回答がございました。加えて、基本法違反を含めて、法令に違反する疑いに関する警察庁、あるいは警察庁から委託を受けているIHC(インターネット・ホットラインセンター)からの報告の受付・対応体制の整備・構築をしているという回答も当該5社からございました。

また、基本法の改正の前からの取組として、まずは、Googleの取組として、3月19日時点で、YouTubeのポリシーを強化し、Googleの承認を受けていないギャンブルサイトや、アプリケーションへの利用者への誘導を許可しないこと、また、Googleのガイドラインであるコミュニティガイドラインに違反しなくとも、オンラインカジノサイトやアプリの描写、宣伝を行っているコンテンツに、年齢制限を設けることがあること等を明記しているとの回答がありました。基本法改正前についても、自主的な対応としてこのような取組もなされています。

そして、LINEヤフーの取組として、LINEヤフーのオープンチャットというサービスにおいて、関連する投稿の件数の増加等、必要に応じて注意喚起のバナーを表示する取組や、関連する検索結果画面の上部に、違法性に関する注意喚起を独自に表示するといった取組もされています。

また、TikTokの取組として、ランディングページで仮に無料プレイであるということを訴えている場合であっても、実質的にオンラインカジノに誘導するような広告や投稿については、禁止しているといった回答がございました。

以上、ヒアリング結果の簡単なご紹介をいたしました。基本法の改定を受けてガイドラインを改正し、その対応について要請をしたところ、各社の対応状況等、引き続き、注視してまいりたいと思っております。

簡単ではございますが、情報流通振興課からの説明は以上になります。

【曾我部座長】 どうもありがとうございました。

続きまして、警察庁生活安全局保安課より御説明をいただきます。よろしくお願ひいたします。

【警察庁】 それでは、警察庁から説明させていただきます。

インターネット・ホットラインセンター、IHCにおきましては、9月のこちらの検討会でガイドラインの改定について御報告させていただいたところでございますが、改正ギャンブル依存症等対策基本法が施行されました9月25日より、違法オンラインギャンブル等関連情報の取扱いを開始しております。令和7年の削除依頼等の件数につきましては、今後取りまとめの上、来年3月頃に公表予定としております。今回は、2か月経過をしたという時点におきまして、通報された情報の取扱状況について、暫定的なものではございますが、傾向等について御説明させていただきます。

まず、インターネット・ホットラインセンターに対して寄せられた通報のうち、違法情報と判断した件数につきましては、インターネット・ホットラインセンターでは2類型取り扱っていただいているところではございますが、まず、「国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムを提示する行為」につきましては、約200件。それから、第2類型の「インターネットを利用して国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等に誘導する情報を発信する行為」につきましては、約1,200件ございました。

続いて、削除依頼等の結果、どれだけ削除やアクセス制限がなされているかについて、

傾向をお伝えさせていただきます。

まず、違法情報の類型の一つである「違法オンラインギャンブル等に係るウェブサイトの提示」につきましては、依頼先は全て国外所在のサイト管理者やCDN事業者を含む国外プロバイダとなっておりまして、ほとんど削除やアクセス制限には至っていない状況がございます。他方で、第2類型の違法情報である「違法オンラインギャンブル等への誘導情報の発信」につきましては、依頼先の大半は国外所在のサイト管理者やCDN事業者やプラットフォーム事業者を含む国外プロバイダでございますが、先ほど総務省様からの発表にもございましたとおり、プラットフォーム事業者側で、警察庁やインターネット・ホットラインセンターからの報告の受付・対応体制の整備・構築がなされていることもございまして、「違法オンラインギャンブル等に係るウェブサイトの提示」といった第1類型の違法情報と比較しますと、第2類型の違法情報につきましては、削除・アクセス制限に至る状況もございます。

簡単ではございますが、違法オンラインギャンブル等関連情報の取扱状況について、説明させていただきました。

冒頭申し上げましたとおり、本日説明した内容につきましては、あくまでも暫定的な内容でございまして、令和7年の削除依頼等の件数は、今後取りまとめの上、来年3月頃に公表を予定しているところでございます。警察庁といたしましては、今後とも削除依頼を行っていくとともに、関係省庁とも連携しながら、オンラインカジノ対策に係る各種取組を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

【曾我部座長】 どうもありがとうございました。

それでは、ここで一旦、質疑の時間を取りたいと思いますので、今、2件の御説明ありましたけれども、それにつきまして、御質問、御意見のある方はチャット欄にて御発言希望をお寄せいただければと思います。それでは、田中構成員、お願いいいたします。

【田中構成員】 すみません、ありがとうございます。

まず、警察庁さんに御質問させていただきたいんですけども、今、いろいろな削除、誘導などのサイトに対して削除ということの御依頼をしていただいているということで、ありがとうございます。対応もしていただいているそうなんですけれども、そもそも、そのもともとのオンラインカジノのサイト自体はなくなっていない。ベラジョンとか、遊雅堂とか、すごくみんなが賭けているサイトというのが、相変わらず普通に載っているんで

すけれども、このもともとのサイト自体を削除すること、また、こういう日本の違法とされている環境下で、こういった営業を普通に行っていること自体に対しては、罰則みたいなものもかけることってできないんでしょうか。結局、このサイトがある限り、私たちの相談なんかを聞いていると、少しやらないでいると、ボーナスポイントプレゼントとか、いろいろな営業がいまだにかかるらしいんです。そういうものがメールとかで飛んできたり、さらには、営業の電話なんかもしそうかかかるということなので、全然その辺が止まってないんだなと思っていますので、この大本を削除したり、大本に罰則をかけるということができないのかというところを、ちょっとお伺いしたいです。

【警察庁】 先ほど御説明したとおりでございますが、田中構成員がおっしゃっている大本というのは、「国内にある不特定の者に対し、違法オンラインギャンブル等ウェブサイト」に当たるものであると思われます。それにつきましては、この削除という取組の中では、ほとんど削除やアクセス制限には至っていないという状況が、現時点、あるところでございます。また、罰則というお話がございましたが、この我が国の刑法におきましては、第1回目の検討会でもございましたけれども、この刑法の適用の解釈としては、日本の国内で一部がなされているということで、法務省様からも御説明があったとおりでございますが、実際のところ、取締りという形になりますと、やはり、日本で利用可能なオンラインカジノサイトでございましても、海外で運営されているものについては、取締りをすることは困難というような状況があるのは、第1回でも説明させていただいたとおりでございます。それは、結局のところ、外国の関係機関に対しては、一般論と申し上げれば、必要な証拠の提供を求めるなどしているところでございますが、オンライン上で行われる賭博については、我が国においては違法であっても、国によっては合法にこれが行われている場合がございまして、こうした国の関係機関から捜査共助等が得られにくい場合があるということが、事実となっているところでございます。

以上でございます。

【田中構成員】 ありがとうございます。この会議でもさんざん議論になっているんですけども、今のところ、この削除は難しいということと、また、やっているオンラインカジノを取り締まることというのも難しいということですね。

ありがとうございました。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

では続きまして、山口構成員、お願ひいたします。

【山口構成員】 ありがとうございます。

警察庁の方に確認したいことがございます。1点は、IHCに対して寄せられた通報とあるんですけども、これまでのところ、寄せられた通報が全体で何件くらいあるのか。差し障りがないのであれば、教えていただきたいというのが1点です。

あとはもう1点は、第1類型については、削除依頼の対象が全て国外ということで、ほとんど削除やアクセス制限に至っていないというお話をされたんですが、ほとんどというのは、例外的に一部は削除ないしアクセス制限が行われたものがあることはあるということなのか、それとも、全くないに等しいということなのか。そこは確認をさせていただきたいということでございます。

以上です。

【警察庁】 ただいまの御質問でございますが、実は、インターネット・ホットラインセンターに寄せられた通報のうちという表現をさせていただいたところなんですけれども、そちらの数字も含めまして、今後、取りまとめて3月頃に公表ということで、今回はあくまでも違法情報と判断したものについて、暫定的な数字として御紹介させていただきましたので、御理解を賜ればと思っているところでございます。

それから、第1類型のほとんどという部分でございますが、御指摘のとおり、一部、本当に一部ではございますが、至ったものがあるとは承知はしているところでございますが、まだ暫定的な2か月なところなので、それがどれぐらいの割合なのかとか、そういったところにつきましては、まだ分析としては至ってない、そういう時点評価ができないと認識しておりますので、そちらにつきましても、3月頃の公表のときに、御説明させていただければと思っているところでございます。

以上です。

【山口構成員】 ありがとうございました。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

ちょっと私から関連してお伺いしたいんですけども、インターネット・ホットラインセンターに関しては、毎年、統計情報を公開、ホームページ上で運用状況について公開されておりまして、類型ごとに、通報件数ですか、処理結果、つまり削除に至ったかどうかというようなところを、比較的詳しく数字をお出ししているかと思うんですけども、今回の新しく加わった2類型も、この並びで公表されるということでよろしいんでしょうか。

【警察庁】 御指摘のとおりでございます。

【曾我部座長】 現状、まだ暫定だからということで、今日はお出しitだけないという、そういうことになりますでしょうかね。

【警察庁】 さようございます。あくまでも、今後3月の時点での、令和7年中のものを全てまとめて、傾向として御報告させていただきます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

では、森構成員、お願ひいたします。

【森構成員】 御説明ありがとうございました。いろいろなことが分かりました。

私は警察庁さんにお尋ねしたいと思いますが、質問は田中さんの質問と全く同じでございまして、そのカジノサイト、第1類型というんでしようかね、賭博場開張等図利罪で立件できないかというお話だったわけですけども、第1回ですかね、そのお話もさせていただきましたが、そのとき困難だということで、あ、そうなのかと思っておりましたけれども、その後いろいろなことが分かりまして、第1類型のサイトというのは、ほぼ全て、その特定のCDN事業者でホストされているということが、この検討会で報告をされております。また、CDNのサーバーが国内にあるであろうということも分かってきておりますので、そのCDN事業者をどうするかということが、ほぼ、しかも、そのいろいろなCDNがあるわけではなく、1つのCDNと、1社のCDNということになりますので、そこに対してアプローチをされているのではないかと思います。

また、11月には、先月には、民事の訴訟ですけれども、その事業者が海賊版サイトをホストしていたというところから、裁判所によって5億円の賠償の判決が認容されて、認容判決が出ておりますので、この違法情報について責任を負うということが、その当該事業者については明らかになっている。法人としては外国の法人ですけれども、日本法の下において、日本法の法執行を受けるということが民事においても明らかになっておりますので、CDNに対して何らかのアプローチをされているか、あるいは検討されているのではないかと思いますので、その対CDNでどうかということについて、教えていただければと思います。よろしくお願いします。

【警察庁】 個別の捜査の中身につきましては、お答えは差し控えるところでございますが、こういった海外のオンラインカジノサイト事業者につきましては、いろいろな各部門ごとに、それぞれ、いろいろな事業者と連携をしながらサービスを提供しているような実態がございまして、例えば、国内にいる決済代行業者やアフィリエイター等につきまし

ては、我が国の法の適用をして厳正に取り締まっているところでございます。また、海外のオンラインカジノ事業者につきましては、犯罪集団の関係性についても注目しているところでございまして、日本国内で賭け客である賭客とオンラインカジノの間の賭け金のやり取りを仲介する決済代行業者につきましては、匿名・流動型の犯罪グループの関与もうかがわれるところでございまして、こういったものも含めて、国内にある拠点に対しては、積極的な突き上げ捜査を推進していく考えとしているところでございます。

また、海外の事業者につきましては、日本語で対応しているなど、我が国の国民を主なターゲットとしているものというのは悪質なものでございますので、この点につきましては、後ほど外務省様からも説明があると思いますが、外国政府等に対しても、外交チャネルで働きかけを行うというような取組も進められているところでございます。

以上です。

**【森構成員】** ありがとうございました。関係者がいろいろいるというのはそうだと思うんですけども、問題はカジノのウェブサイトではないかと思いますので、それは日本からアクセスしているところは1か所ということになりますので、そこをやはり見ていただく、そこを検挙していただくのが本筋ではないかと思いますので、その点につきましては、当然御検討されているであろうと思いますので、また改めて、この検討会で情報共有いただければと思います。よろしくお願ひします。

**【曾我部座長】** 重要な御意見だと思いますので、警察庁さんにおかれましては、御検討いただければと思います。

続きまして、田中構成員、お願ひいたします。

**【田中構成員】** すみません。2度目の質問なんですけれども、先日、私どものイベントで、イギリスのやはりオンラインカジノの対策に関わった研究者などをお招きしてフォーラムを開いたんですけども、その際に分かったことで、オンラインカジノ側が個人情報を全てプロファイリングしていて、大体何回目にこういうふうに賭けるかとかというようなこととか、どういうところで離脱しそうになって、それを防ぐためにどこでボーナスポイントを出すかみたいなことを、全部プロファイリングしていたと。それと同時に、このオンラインカジノサイトに顧客が入ると、同時に、8社の、GoogleとかMetaとか、そういったところを含む他の企業に、全てこの個人情報が同時に取得できるような仕組みになっていて、第三者に送信されるというふうになっていて、この送信されるデータには、単なるページビュー履歴だけじゃなくて、金銭の動きとか賭けの結果とか、住所や電話番号、

セキュリティの質問みたいなものなんかの個人情報も全て含まれていたということなんですね。これがイギリスで大問題になって、向こうの総務省さんみたいなところから、何ていうんですか、勧告みたいなものが出てきたというようなことが発表されたんですけども、当然ながら、日本に来ているこのオンラインカジノサイトの運営者達も、この日本の顧客の個人情報というのを、全部取得しているはずなんです。同じ仕組みを使っているので。なので、これら吸い上げられてしまった個人情報に関して、どのようなことをしているのか。それに対して削除してほしいというような要請みたいなものを出していただくことが今まであったか。もしくは、これから先、そういったことを、GoogleとかFacebook、またはこのオンラインカジノの運営側に、日本で吸い上げたこの個人情報について、どういうふうな扱いをし、そして、今後どういうふうに対策をしていくかということを、ちょっとお考えがあったら教えていただきたいなと思います。

【曾我部座長】 では、可能な範囲で、事務局からお願いします。

【大内利用環境課長】 ありがとうございます。こちら、事務局のほうからお答えさせていただきますけれども、個別具体的な案件については、今後よくお話を伺いさせていただいた上でになるかなと思いますけども、一般論として申し上げますと、個人情報保護法の適用といいますか、執行につきましては、個人情報保護委員会のほうで一元的に対応するということになってございます。場合によっては、外国事業者であっても適用される可能性があるとは思いますけれども、御指摘いただいた点については、個情委とも連携しながら、対応については考えたいと思います。

【曾我部座長】 ありがとうございます。今の情報提供、重要な御指摘かと思いますので、ぜひ詳細をさらに御提供いただいて、総務省、場合によっては、個情委のほうとも情報共有いただいて、何らかの御検討いただければと思っております。ありがとうございます。

【田中構成員】 すみません。大内さんにもそのセミナーに参加していただいて、イギリスでのその取りまとめみたいなレポートとともに資料がたくさんあるので、どれだけそういうものがプロファイリングされ、個人情報が吸い上げられたかというようなことを、ぜひこの委員会でも取り上げていただければと思います。そして、その対策についても、ちょっと御教授いただければと思います。

【曾我部座長】 ありがとうございます。例えば日本語のサイトだったりして、日本国内のユーザー向けのサービスを行っているのであれば、個人情報保護法適用されるわけで

すので、そういう意味では、今まであまり出てなかった点ではありますけれども、重要な論点になり得るのかなと思っております。ありがとうございます。

ではほかに、御意見、御質問、いかがでしょうか。よろしいですかね。

そうしましたら、次の議題に移りまして、外国政府等への要請について、外務省総合外交政策局国際安全・治安対策協力室より御説明をいただきます。よろしくお願ひします。

【外務省】 外務省でございます。

外務省では、オンラインカジノ対策として、日本向けの違法オンラインカジノを運営する企業が、外国政府等からのライセンスを受ける形で営業していることを踏まえ、オンラインカジノ利用防止のために、警察庁さんからの要請を受けて、外国政府等に対し、在外公館を通じて外交ルートでの働きかけを実施してきております。

具体的には、本年初めに警察庁さんが外部委託調査の結果として公表した報告書において、日本向けにオンラインカジノ計42か所を運営する企業計33社が特定されています。これら企業にライセンスを付与しているとされる3か国4地域、すなわち、オランダ領のキュラソー、コモロ連合のアンジュアン島、マルタ、コスタリカ、英国王室属領のマン島、同じく英国領のジブラルタル、そして、ジョージアにおいて、オンラインカジノのライセンスがどのような制度に基づき、オンラインカジノがどのように運営されているのか、調査を行うとともに、当該国や地域の外交当局及びライセンスを付与している機関に対して、オンラインの付与先企業が日本向けにサービスを提供しないよう、口上書をもって協力を要請するよう所管の在外公館に訓令を発し、それが執行されております。

また、警察庁の報告書には記載はないものの、追って、カナダでも2サイトが日本向けにオンラインカジノのサービスを提供していたことが判明しましたため、警察庁さんと相談の上、同国に対しても、追加的に同様の対応を取ることにしております。

相手国、あるいは地域に働きかけている具体的な内容としては、オンラインカジノへのアクセスについて、それが日本からの利用でないことを客側に確認することや、何らかの形で日本からのアクセスを禁止する措置を講じること。また、日本語による画面表示など日本語によるサービス対応を行わないこと。さらには、「日本からのオンラインカジノサービスを利用した賭博行為は、日本の法律により禁止されている」、または「日本からの利用は禁止する」旨を目立つ形で明示し、利用規約にもそのような内容を明記することを求めております。

これらと併せて、東京においても、警察庁さんと共同して、複数の在京大使館に対して

働きかけを実施しております。また、要人往来等の外交上のハイレベルの接触の機会を捉えた働きかけも実施しております。

外務省としては、今後とも、警察庁さんをはじめとする関係省庁と緊密に連携しながら、外交チャネルで外国政府等に対して必要な働きかけを続けていく所存でございます。

簡単ですが、以上です。

【曾我部座長】 どうもありがとうございました。

では、ただいまの御説明に対して、御質問、御意見のおありの方は、チャット欄にて御発言希望をお寄せいただければと思いますが、いかがでしょうか。

田中構成員、お願ひいたします。

【田中構成員】 これ、外務省さんなのか、警察庁さんなのか、ちょっと管轄がよく分からないんですけど、一応外務省さんに質問させていただきたいんですが、日本で一番被害を被っているオンラインカジノというと、先ほどから申し上げているように、ベラジョンとか、遊雅堂、インターライブ、これら、全く同じ運営会社が運営しているものなんです。もともとは、「Gamesys」というイギリスの会社が運営していたんですけども、その後、アメリカのバリーズコーポレーションがそこを買収しました。このバリーズコーポレーションが買収したときに、アメリカの証券取引委員会に提出した年次報告書の中に、こんな記載があるんです。その年次報告書の中に、日本に関しては、「当社にとって日本は非常に重要な拠点となっている」と言っているんです。そして、なっているけれども、日本はオンラインカジノのライセンスを許可していないと。ここからが重要だと思うんですが、日本のような地域は、全く規制されていないか、規制が非常に限定期であるか、あるいはその合法性が不明確になっていると。これらの地域をギャンブル業界では、一般に「未規制管轄区域」と呼び、将来これらの管轄区域がオンラインでのリアルマネーギャンブルを禁止する法律を制定し、その結果、当社が活動の登録やライセンスの取得を要求されたり、税金やロイヤリティー、手数料の支払いを要求されたり、あるいは、そのような管轄区域でオンラインギャンブル事業の運営が禁止されたりするリスクがあると。そこで、追加的な禁止事項とか罰則の導入というのは、我が社に大きな影響があるだろうと。悪影響を及ぼす可能性があると書かれているんです。

このバリーズというのは、こんなふうに提出しているということは、もう違法だって分かっているけどやっていますよということを堂々と書いていて、しかも、罰則が設けられたなら大変な損失を被るということを自ら言っているにもかかわらず、なぜ、日本政府は

この罰則を設けることができないのか。また、驅逐することができないのかというところに、私たちは非常に疑問なんです。こういったことがなぜできないのかというところを、ぜひ教えていただけたらなと思っています。

ちなみに、このバリーズは、本当に今は複雑な分社化をしていて、もうこれ、どこがどういうふうに運営しているんだろうというところが、ちょっと研究者の先生なんかにもいろいろ説明していただいているんですけども、非常に難しいという状況になってしまっていて、かなりあくどく、日本を餌食にしようというふうに思っていると思うんですけども、彼らは、きっと罰則とかそういうことがあれば、もう大変なことになるって言っているので、何とかできないのかなと思っています。いかがでしょうか。

【曾我部座長】 ありがとうございます。では、外務省からお願ひいたします。

【外務省】 外務省でございます。御質問、コメント、ありがとうございます。

外務省としての立場でお答え申し上げますと、ちょっと関心事項が必ずしも合致しているかどうか分からぬんですが、当方での働きかけの前提となる構図としましては、オンラインカジノを運営する企業は、拠点を置く地域、すなわち、日本国外においては一応その合法と、その国において合法という形で運営されているという、その前提において我々としてできることということで、ライセンスを付与している側、すなわち、当該国の政府に対して、しっかりと日本側のメッセージを伝えてほしいということで、働きかけを行ってきたということでございます。

御指摘のとおり、カジノの運営会社というのは、その拠点を常に同じところにとどまっているわけではないというのは我々も認識しております、そういう意味では、その情報収集、あるいはその調査のアップデートは常に必要だと考えております。

お答えとしては、取りあえず以上でございます。

【田中構成員】 ありがとうございます。その国で合法でも、違法となっている国で運営をすることは違法なんだということを彼らはちゃんと認識し、年次報告書にも書いています。なので、その国で合法かどうかは関係ないというか、日本では違法なので、そこで運営してはいけないということなんですね。ですから、きちんとそこを、外務省さんや警察庁さんに取り締まっていただきたいという、そういうお願いです。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。そういう意味では、例えば、その現地の法令のライセンス条件において、日本からの利用をさせないようなことがライセンス条件とし

て求められるとか、そういうことは、さらに一步踏み込んだ働きかけとしてはあり得るのかなとは思つたりもするわけですけど、これはかなり強い要求にはなるのかもしれませんけど、現状は一応、日本の法律により禁止されているということを明示せよということは書かれていますけれども、さらに踏み込んだ対応ができるのかというところを、コメントいただいたいのかなと思います。

山口構成員からも、御質問、御発言希望ありますので、山口構成員、お願いいいたします。

【山口構成員】 ありがとうございます。

外務省さんにお尋ねしたいことがございます。3か国4地域に対して、ハイレベルを含めて働きかけをやったと。その働きかけの内容としては資料記載の4点で、4点の中身は、日本からのアクセスを禁止する措置を講じること、日本語によるサービスを行わないこと、日本では法律により禁止されていることを明記することなどということなんですねけれども、このような働きかけを行った結果として、その3か国4地域側からは、どのような回答があったのか。差し支えなければ、教えていただければという御質問であります。

【外務省】 ありがとうございます。外務省でございます。我々、あくまで意思疎通をしている先というのは、企業自体ではなくて、そこにライセンスを付与している政府側でございまして、そことのやり取りは継続的に続けております。ちょっとその、各政府との間でどのようなやり取りがあったのかって、つまびらかに御説明するのは控えさせていただきたいんですが、一部の政府からは、一定の措置を講じるというような反応は得ております。ただ、当然ながら、打率としては当然100%ではないというところだけは申し上げたいと思います。

以上です。

【山口構成員】 ありがとうございました。

【曾我部座長】 ありがとうございます。これは今の御質問、ほかになければ私のほうからもお尋ねしようと思っていた点ではありますけれども、これは継続的にぜひ働きかけていただいて、当局にしっかりと対応を取っていただくということが求められるかなと思いますので、引き続き、よろしくお願いいいたします。

そのほか、いかがでございましょうか。

では、前村構成員、お願いいいたします。

【前村構成員】 ありがとうございます。

今の外務省さんのお答えに御質問なんですか。すみません。100%ではないということ

とだったんですけども、何%ぐらいなのかというのが、とても気になります。また、それがもしとても低い場合に、外務省さんとしては、打率を高めるためのさらなる御対応というのは、どういうふうなものが考えられるのかというのを、ぜひとも伺いたいと思いました。よろしくお願ひします。

【外務省】 ありがとうございます。私が打率という言葉を使ってしまったので、やや誤解があったかと思うんですが、その、当たり、当たらないという、この0か1かという感じではないんです。各国との間で継続的に意思疎通をしておりましすし、1回伝えて、それに対する反応がどうだったかという感じではなくて、引き続き、継続的に働きかけていく中で、一部からは肯定的な反応も得ているという状況ですので、なかなか数値化してお伝えするというのは難しい状況ではございます。

ただ、その有効性を高めるためにどういったことができるのかという質問に対しては、やはり我々としてできることというのは、働きかけというところは、その構図からはみ出るものではないと認識しております。ただ、その働きかけで、先ほどの議論にもありましたとおり、当然強弱をつけるとか、あるいは、よりハイレベルに同じメッセージを伝えるという形で、効果を高めていきたいと考えているところです。

以上です。

【前村構成員】 大変分かりやすくなりまして、ありがとうございました。打率という言葉というのはとても分かりやすいので、いい表現だなと思ったんですけども、一方で、そんなに簡単に定量化できるものでもないというのも承知していますので、定量化できない中でも、御努力が分かりやすい形で伝わるっていうのはとても重要なんじゃないかなと思いましたので、引き続き、どうぞよろしくお願ひいたします。

【外務省】 ありがとうございます。承知いたしました。

【曾我部座長】 では、黒坂構成員、お願ひいたします。

【黒坂構成員】 黒坂でございます。

すみません、外務省の皆様に質問させていただきます。今回働きかけをしていただいている対象、ここに書いておりますが、私が存じ上げるだけでも、例えばマン島であるとかジブラルタルは、自治領ないしは自治政府で高度な自治権を認められているところがあるかと思います。恐らくキュラソーもそれに該当するのではないかと思うのですが、まず単純な確認として、こういった国々は、領有を主張している例えば英國そのもの、オランダそのものではなく、マン島やジブラルタルやキュラソーそのものに確認をされていると考

えてよろしいかということが一つ。

もう一つは、一方でこういった国、国というか地域といいますか、ところは、基本的に自治権は持っているものの、統治能力であるとか執行能力はあまり大きくないのではないかと思っています。こういったところに対して、何か我が国から協力することができるのか、そういったことをあるいは検討の俎上にのせていただいているのか、こういったことをちょっと教えていただけないでしょうか。

以上です。

**【外務省】** ありがとうございます。まず、1点目の質問。働きかけ先でございますが、こちらはまさに、キュラソーですかマン島ですか、ジブラルタルそのものに対して、働きかけを行ってきております。

2点目の御質問につきましては、我々外交当局として、カウンターパートの統治能力等を評価するというのはなかなか難しいところではございますが、我々の働きかけが、実際に何らかの措置として結実しているのかどうかというのは、引き続き、モニターしていくたいと思っております。

以上でございます。

**【黒坂構成員】** ありがとうございます。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですかね。

では、外務省さんに対する質疑も以上とさせていただきます。

引き続き、できることは限られるというようなお話ではありましたけども、御努力をいただければと思います。

ということで、外務省さん、次の予定があるということで、御退出をいただきます。

続きまして、支払い・決済手段の抑止につきまして、金融庁と経済産業省から、それ御説明をいただいた後、まとめて質疑の時間を設けたいと思います。

では、まず金融庁総合政策局リスク分析総括課金融犯罪対策室より、御説明をいただきます。よろしくお願ひします。

**【金融庁】** 金融庁で金融犯罪対策室長をしております齋藤でございます。それでは早速、説明のほうに入らせていただきます。

お手元の資料1ページを御覧いただければと思います。オンラインカジノは、当然のことながら、我が国においては、日本人が利用するのは賭博、違法行為であって、警察庁が

公表している調査結果でも、若年層を中心に一定数のユーザーがいると見られております。ただ、そのうち半数近くは違法性の認識を持っていないという調査結果が出ております。

スライドの中ほどにある図が、実際オンラインカジノを利用する場合に、どのような形で賭け金や勝ち金、資金が流れているかというのを表したイメージ図でございます。この図の中で、海外のオンラインカジノ、胴元が一番右側におりますが、この胴元自体は海外にありますので、日本国内に入金口座を持っているわけではありません。ユーザーは、じゅあどうやって賭け金を入金するかというと、まずは銀行送金などによって、国内の収納代行業者Aの口座に振り込みます。この振り込まれた賭け金は、金融機関や警察の目をかいぐるために、別の収納代行業者Bの口座に送られます。こういった賭け金は多くの場合は国内でプールされていて、海外にはその都度直接は流れていかないと言われております。仮にこのオンラインカジノのユーザーが勝った場合、国内でこのプールされている資金の中から、収納代行業者Cを経由して、勝ち金がユーザーに支払われるというふうに言われています。ここでは、業者ABCと、3社でかなり単純化されていますが、実際には、数十の業者や口座を転々としているようなケースもあり、かつ、いずれの業者もオンラインショッピング代金といった名目で取引を行っていて、オンラインカジノとの関係性は表面上隠しているといったこともあって、その実態を正確に把握するのはかなり困難が伴っております。

こうした中で、一番下の箱ですが、これまでにも金融機関によっては、「オンラインカジノは犯罪である」といった旨を顧客に周知、発信してきたほか、オンラインカジノ対策に先進的な金融機関においては、警察から要請されるまでもなく、自分で取引をモニタリングしていて、まず、お金の動きを見ていく中で、オンラインカジノへの送金に関与していると思われる収納代行業者を特定をして、自主的、積極的に口座の凍結を行っております。併せて、こうした口座に送金をしている個人は、オンラインカジノのユーザーであろうとみなして、同様に口座凍結を行っております。

続いて、資料右下2ページを御覧いただければと思います。こういった先進的な取組を踏まえて、金融庁からは、預金取扱金融機関・資金移動業者・暗号資産交換業者の3業態に対して、今年の5月に要請文を発出しております。この要請文の中では、矢羽根の2番目と3番目にあるように、オンラインカジノ等の法令違反や公序良俗に反するような行為のためにこの金融機関のサービスを利用するには利用規約上、禁止行為である旨を明記していただいた上で、3つ目の矢羽根にあるように、当然、禁止行為でありますので、オン

ラインカジノの決済をもし把握した場合には、当然金融機関としても決済を停止するといったことを、我々求めております。

要請文の中でも、最も大事なのが1番目の矢羽根です。オンラインカジノが違法であることの利用者向けの注意喚起をしっかりとやってくださいといったことを要請しております。冒頭でも申し上げたように、オンラインカジノユーザーの中には犯罪という意識がない、ただのゲーム感覚でやっているというふうに軽く捉えているケースも多いと言われております。こういった軽い気持ちでオンラインカジノに手を出す利用者に対して、オンラインカジノはまず犯罪であると。その上で、オンラインカジノの利用を確認した場合は、金融機関としてももう利用させない、口座を作らせないといった形で厳格に対処するといったことを、しっかりと利用者に注意喚起をしていくことが、軽い気持ちで手を出そうとしている利用者を、水際で思いとどまらせることにもつながるのではないかと考えております。

この取引モニタリングをしていく中で、金融機関がどうやって収納代行業者やオンラインカジノのユーザーを特定しているかということなんですかけれども、今見ていただいている2ページ目の箱の下側に例えばということで米印でも書いてありますが、多数のユーザー個人から小口の送金があると。賭け金でいきなり10数万入金するというのはなくて、3万、5万とか入金をするたびに、負けるたびにまた都度入金をするということで、個人からの多数の小口の送金があると。かつ、この賭け金の入金が、どのユーザーからのものなのか、カジノ側で特定するために、振込依頼人名の前後に、カジノの会員番号のような英数字を付加して送っている事例があると。こういった取引の様々な特徴に着目しながら、金融機関のほうでは取引を見ております。

金融庁では、こういったノウハウを取りまとめて、金融機関が取引をモニタリングする際の参考となるように、疑わしい取引の参考事例というのを、今年の8月に更新、公表しております。

最後、1ページの資金の流れの図の中で、収納代行業者Bというところから海外のオンラインカジノに収益が流れているということを記載していますが、これに関して、3ページの箱の中の一番上の部分ですね、今年の6月に資金決済法を改正しまして、国境をまたいで資金移転を行う収納代行業者を新たに登録制として規制を課すこととしております。これによって、オンラインカジノ等の違法な送金を行う業者というのは、この法律が施行されれば、無登録業者として摘発していくことも可能になります。

このページの下側ですが、金融機関に対策を要請するだけでなく、金融庁自身も、オン

オンラインカジノの違法性について、我々のホームページやSNSを通じて、周知に力を入れているところでございます。

最後に、我々から一つ申し上げたいこととして、足元でも金融機関は、オンラインカジノの取引をモニタリングして、口座凍結を相当数行っています。今、説明の中でかなりさらっと申し上げたんですけども、実際には、お金の動き、資金の動きだけを見てオンラインカジノかどうかというのを判断することは、そんな簡単なことではありません。限られた情報で、法人や個人の口座凍結をしようということなので、間違って止めた場合には、企業、法人の企業生命であるとか、個人の生活というのを脅かすおそれがある。場合によっては、金融機関自身が訴訟とか損害賠償にもなりかねない。極めて高度な判断・決断が求められる行為でもあります。そういうリスクも負いつつも、金融業界が金融サービスを安心安全なものとしていくために、オンラインカジノ対策というものに積極的に取り組んでいるということは、最後に御理解いただければ幸いでございます。

私からの御説明は以上でございます。

【曾我部座長】 どうもありがとうございました。

続きまして、経済産業省商務情報政策局商取引・消費経済政策課より御説明をいただきます。よろしくお願ひします。

【経済産業省】

それでは、オンラインカジノの対応について、クレジットカード関連ということで、御説明をさせていただきます。まず、御説明するライン3ページございますが、目次的に申し上げますと、1ページ目で、これまでの経緯、そして、我々から見える実態というふうなもの。次に、2ページ目で国の取組。3ページ目で民間の取組。このような流れで御説明をさせていただきます。

まず、1ページ目ですが、これまでの経緯として、オンラインカジノによる賭博事犯防止のために、警察庁と連携しまして、カード会社や国際ブランドに対して、決済停止やオンラインカジノ事業者及びこれらのクレジットカード決済を提供する事業者の決済網からの排除の取組を要請してきたところであります。実態としまして、オンラインカジノ事業者等の多くは、業種を偽って海外のアクワイアラーと加盟店契約を締結しているというのが実態であります。下の図のところにも書いておりますが、右下の加盟店のところです、実際はオンラインカジノ事業者であるのに、加盟店契約を締結するときには、衣料品店等々と偽ってアクワイアラーと契約するというようなことが行われているのが実態で

あります。

こういったことからすると、取引情報からオンラインカジノ事業者等であることを、イシュー、カード会社ですね、ここが認識することというのが、極めて難しいのが現状であります。というのは、下の米印のところに少し書かせていただいておりますが、クレジットカード決済システムにおいて、加盟店から伝送される情報というのは、加盟店番号であったり、利用額等のみでありますと、購入商品や役務の情報は伝送されないと。ということで、加盟店の番号といいますか、「我々、ギャンブルです」と言ってくれたらそれはまた別なのですが、「我々、衣料品店でございます」という形で加盟店契約を締結されると、なかなか、カード会社としては、こういったオンラインカジノの特定をするのが難しくなってくる、というのが実態でございます。

そこで、クレジットカード決済の停止の実効性を確保するためには、加盟店がオンラインカジノ事業者等であることを特定できる情報が必要になってくると考えているところであります。

次のページ。その情報をカード会社が得るために、国としてやっている取組であります。これが2ページでありますと、日本国内からのクレジットカード決済によるオンラインカジノの利用を停止するためには、オンラインカジノ業者がクレジットカード決済を利用できないようにすることが有効であります。その情報として、本年7月に警察庁及び経済産業省から、国際ブランドに対して、日本国内においてオンラインカジノで利用されたクレジットカード決済に関する情報を提供し、アクワイアラーとオンラインカジノ事業者等との契約解除等を求める取組を取り決めまして、国際ブランドへの情報提供を開始しているというのが、今の状況であります。①、下の図のところにありますが、まず警察庁から情報をいただきまして、当省としましては、国際ブランドに対して情報提供します。さらに、国際ブランドのほうから海外のアクワイアラーに対応を要請して、決済停止・契約解除につなげていくということを考えており、実行しているところであります。

次のページです。加えて、国の取組というものに加えて、民間の取組ということも実施しているところでございまして、国内のイシュー、先ほどの図で言いますと左側のほうにいた人たち、この国内のイシューにおいては、取引モニタリング等により、オンラインカジノでの利用であることを把握した場合には、カード決済を停止する等の対応を実施しております。先ほど申し上げた加盟店契約において、「我々はギャンブルです」というふうに加盟店契約してくるところ、そういうところとの取引網というのは、しっかりとモニ

タリングをしているところであります。

併せて、カード会員に対して、海外で合法的に運営されているオンラインカジノであっても、日本国内から賭博を行うことは犯罪であることの注意喚起等を実施しているところでありまして、右のところに三井住友カード、さらに、JCB、こういったところの注意喚起の例を載せさせていただいているところです。

私、経済産業省のほうからの御説明は以上となります。

【曾我部座長】 どうもありがとうございました。

そうしましたら、ただいまの2件の御説明につきまして、御質問、御意見のある方はチャット欄で発言希望の旨をお知らせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

では、田中構成員、お願ひいたします。

【田中構成員】 ありがとうございます。

まず、金融庁さんにお伺いしたいんですけども、金融庁さん、しきりに、甘い気持ちで気軽にオンラインカジノに手を出す人たちがいるとおっしゃっていましたけれども、実際問題、今や小学生までがオンラインカジノに手を出しているこの時代に、そんな自己責任論とか気持ちの問題では防げるものではないと思っています。これだけオンラインカジノに対して無防備な我が国で、あの手この手で、本当にあくどい手口で近寄ってくるオンラインカジノに対して、今や小学生から中学生がオンラインカジノのために犯罪まで犯していて、問題なのは、この甘々な対策をし続けてきた我が国の人たちの問題ではないかなと思っているということを、一言申し上げたいと思っています。

それから、幾つか質問があるんですけども、まず、送金をしている銀行さんたちの中で、このオンラインカジノの利用者に対して、どこの銀行から送金したのが多いかとか、そういう実態調査みたいなものをされたことがあるか。どういった銀行を使っているかというようなことを、ちょっと本当に少し前の話になるんですけど、私たちの中で、その決済代行業者をやって捕まったような人たちからもインタビューみたいなものをしたときに、銀行さんたちはこれがカジノへの送金だということを知っていたというような証言があつて、その真偽のほどは分からぬんですけども、そういうようなことがあって、その送金が非常に多い銀行みたいなものの調査なんかはされているのかどうかということを知りたいと思っています。

それと、あと、国連でも、このオンラインカジノに対して、マネーロンダリングの温床だということが警告されておりまして、そのこと御存じかと思いますけれども、我が国で

は、このオンラインカジノを利用したマネーロンダリングが行われて取調べをしたとか、あと、実際逮捕に至ったとか、そういう件数というのはどのくらいあるのかなと思いました。

それと、あと、最後のところに出た今回の法改正で、決済代行業者というんですか、収納業者というんですか、その送金をしているところが無登録業者となって、そうするといろいろ取締りができるということだったんですけど、あれはもともと無登録業者だったんじゃないですか。今までもずっと無登録業者だったのではないのかなと思うんですけども、勝手に海外送金をしていて、それこそ、あれはマネーロンダリングだったんじゃないのかなと思っているんですが、その辺については、どういうふうに考えたらいいのか、教えていただければと思います。

**【金融庁】** ありがとうございました。ちょっと幾つかいただいたので、順番にお答えさせていただきます。

1点目の御意見も、気持ちの問題だけではないと、気軽に手を出す人がいますと。これはもう先生おっしゃるとおりでして、金融機関としても、こういったオンラインカジノへの送金というのはしっかりと止めていくと。金融機関としてもそれはやっていかなければいけない。ただ、一番いいのは、そもそもオンラインカジノを利用しない、利用させない、思いとどまらせるといったことが重要だと思っていますので、取引のモニタリングや凍結といったことと並行して、利用者への周知活動というのはしっかりとやっていきたいと思っています。

2点目の御質問の、どこの銀行がオンラインカジノが多いなど実態調査をやっているかというところですが、我々も、金融機関ごとに口座凍結をどれぐらいやっているのか、そのうちのオンラインカジノ関連と思われるものがどれくらいあるかといった調査はやっています。これは公表しておりませんので、数字については申し上げられませんが、傾向としてはやはり口座の多い銀行、大手銀行やネット銀行といったところがかなりの部分を占めているというのが実態かと思います。

3点目のマネロンに関して、その取調べや摘発、逮捕の件数に関しては、我々のほうで捜査権限を持っているわけではないので、警察庁さんほうから別途お答えいただければと思います。

最後の法改正のところで、もともとこれは違法な海外送金だったのではないかといったことについては、これまで法の網がかかっていなかつたというのが実態でございます。

ですので、現行法については、違法行為にはまだ当たっていなかったというのが実態でございます。

私からは以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。田中構成員、いかがですか。

【田中構成員】 すみません。オンラインカジノとマネーロンダリングの関係というのをちょっと知りたいなと思って。もし警察庁さんの方で、そのオンラインカジノを利用したマネーロンダリングみたいなものというのが、今どのぐらい行われているのか、分かれば教えていただきたいなと思います。

【曾我部座長】 警察庁さん、いかがですかね。

【警察庁】 警察庁でございますが、例えば、令和6年中におきまして、オンライン上で行われる賭博事犯の検挙人員は279人でしたが、うち117人が決済代行業者やアフィリエイターなどの、運営に関与する者を含む運営側でございました。我々が持っている統計につきましては、以上でございます。

【田中構成員】 ありがとうございました。

【曾我部座長】 ありがとうございました。

それでは次に、山口構成員、お願ひいたします。

【山口構成員】 ありがとうございます。

経産省さんに1点お尋ねがございます。オンラインカジノについて、クレジットカード取引のほう、国際ブランドに対する情報提供を本年7月から開始したということで、先ほどの資料の2ページ目のチャート見ますと、措置状況のフィードバックという⑤の矢印がありますので、何らかの措置を講じた場合には、措置状況が経産省側に情報が返ってくるということかと思うんですけども、本年7月に開始をして、これまで5か月程度でしょうかね、実際に決済停止、契約解除に至った実例というものが確認されているのかどうかという点は、いかがでしょうか。

【経済産業省】 経済産業省からお答え申し上げます。警察庁からは、国内からオンラインカジノで利用されたクレジットカード取引の情報の提供を受けまして、当省を通じて、国際ブランドへの情報提供も行っているところであります。現在、国際ブランドにおいて、オンラインカジノ事業者等との加盟店契約や決済停止を実施するための情報の精査を実施しているところであります。そういう状況であるということを御説明させていただきます。

【山口構成員】 ありがとうございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

では次は、鎮目構成員、お願いいいたします。

【鎮目構成員】 ありがとうございます。金融庁様、経済産業省様から、それぞれ先進的な金融機関による取組とそれについての情報共有、あるいはクレジットカード決済の停止等のための取組といった事例を御紹介いただきまして、大変期待できるのではないかという感想を持ちました。

先ほどの山口構成員の御質問とも少し類似しますが、このような取組が、オンラインカジノの利用抑制を図る上で、どの程度の有効性を持つのかが気になるところです。そこで、金融庁様、経済産業省様が、このような取組の有効性についての検証を行っているのか、もし行っているのであれば、その有効性の有無・程度について、検証をするのに、大体どのくらいの時間を要するとお考えかということを、お聞かせいただければと思います。

それから、事務局におかれましては、こういった大変期待できる取組の有効性について、いつ頃どのような形で評価するということを検討されているか。その辺りをお聞かせいただければと思います。

私からは以上でございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

では順次、御回答いただければと思いますが、まずは、発表順ということで、金融庁さんからですかね。

【金融庁】 ありがとうございます。先ほど田中構成員からの御質問にもお答えさせていただきましたが、口座凍結などの件数は対外的に公表しておりませんので、具体的な数字というのは申し上げられないのですが、今年5月にオンラインカジノに係る要請文を発出して、各金融機関にも、しっかり口座凍結等に取り組んでもらいたいと求めて以降、既にこの上半期で、昨年1年間の停止数は上回っている状況ですので、そういう要請の効果というのは出ているのではないかと考えており、しっかりこれを継続して取り組んでいくことが大事と思っております。

【曾我部座長】

では、経済産業省さん、お願いします。

【経済産業省】 経済産業省から御説明申し上げます。先ほど山口構成員からの御質問でも御回答した部分と一部重複すると思いますが、警察庁から、国内からのオンラインカ

ジノで利用されるクレジットカード取引情報の提供を受けまして、当省を通じて国際ブランドへの情報の提供を行っているところで、現在、国際ブランドにおいて、情報の精査を実施しているところであります。

当省の説明資料の2ページ目の話で言いますと、今、①、②と来て、③に関して今精査が行われているというところです。鎮目構成員からの御質問の、その検証については、⑤までやってきて、そこから始まっていくものではないかと考えます。さらに、それに関してどれぐらいの時間が必要なのかという御質問も併せていただいておりますが、まず、やりながらというふうなところは正直ベースございまして、今まさに始まったところ。そして、②、③の取組をしているというところでありまして、そういうふうな結果を見ながら、どれぐらいの時間が要するのかというのが、だんだん相場感が分かってくるのかなと、我々としては考えているところであります。

以上です。

【鎮目構成員】 ありがとうございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

では事務局のほうで、今後の取りまとめというんですかね、見通しについてお尋ねがありましたので、お願ひします。

【大内利用環境課長】 ありがとうございます。事務局といたしましては、本日は関係省庁の皆様にお忙しい中来ていただいて、取組を御発表いただいておりますけれども、これで1回限りということではなくて、本日出た議論ですとか、御質問への御回答ですとか、そういった形でのフォローアップというのは、引き続き行っていきたいと思ってございます。

次回会合において、ギャンブル等依存症対策基本法の改正を踏まえたインターネット上の情報流通の状況についての検証といいますか、暫定的な検証のほうを行いたいと思ってございますので、そういったことと併せて、年末から年明けにかけて、様々な取組の効果とか課題についての検証は、総合的に行っていきたいと考えているところでございます。

ありがとうございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。鎮目先生、こちらでよろしいですかね。

【鎮目構成員】 はい、大丈夫です。ありがとうございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

では続きまして、黒坂構成員、お願ひいたします。

【黒坂構成員】 黒坂でございます。すみません。

これは、金融庁及び経済産業省にお伺いすることに多分なると思います。やや一般論めいた話なので、可能な範囲で感触を教えていただければと思うのですが、現在、ギャンブル等依存症対策基本法が先日改正されて、法律としてあるわけですが、具体的な罰則規定がない状態です。例えば、これがより強い罰則規定を伴った立法が行われ、例えば、全て例えばで恐縮なんですけれども、銀行の口座管理であるとか、クレジットカードの決済であるとか、これをより強く制限するというようなこと、犯収法に近いのかかもしれません、こういった、言わば法令行為として行われるようになった場合、より強い、もう止めてしまうとか、事業者に対して行政指導を行うであるとか、こういったことが可能になると考えてよろしいでしょうか。というのは、ちょっと参考までに、アメリカのクレジットカード会社が、日本のいわゆるコンテンツ、アニメや漫画のコンテンツの一部が青少年に対する云々という問題で、決済に規制かけているということがあります。これはアメリカがCOPPA、Children's Online Privacy Protection Actに基づいて、様々なこういう規制行為を行っているということだと理解しておりますが、こういった法令行為であるというようなことが明確になることで、より踏み込んだ対策が可能になると考えてよろしいか。この辺りについて、御意見をいただけないかと思っております。可能な範囲で構いません。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。では、金融庁のほうからお願ひします。

【金融庁】 金融庁でございます。賭博行為というのは現行法においても違法行為ですので、金融機関においても違法行為には現時点でも厳格に対応しています。ですので、今持っている口座を凍結するのみならず、新規の口座の開設をお断りするといったようなことも今なされておりますので、ここが強化されることで、何か金融機関の対応が変わるとされると、そこまで多分変わらず、現行法でも十分、金融機関としては対応できるのではないかと思います。むしろ、どちらかというと、実態の見えにくいオンラインカジノへの送金というのを、いかに限られた情報を基に、お金の動きだけで判断して止めていくかという難しさのほうが、どちらかというと根っこにあるのではないかと考えております。

【曾我部座長】 ありがとうございます。では、経済産業省のほう、いかがでしょうか。

【経済産業省】 経済産業省からお答え申し上げます。ギャンブル等依存症対策基本法に関して、改正がされ、強い罰則などが導入されると実効性は上がるのかというふうなお

話だったと思いますが、それに関して、まず、どういった法改正がなされるのかというのは、もちろん重要なのですが、ただ、いずれにせよ、国内法規であるという事実において変わりはないと思います。先ほど、我々のほうから実態について御説明申し上げたところです。1ページ目、2ページ目のところでですね。ここで論点になってくるのは、加盟店であるオンラインカジノ事業者です。海外のオンラインカジノ事業者が、実際にオンラインカジノをやっていますというのではなくて、衣料品等を扱っていると、そういうふうな偽りをして、その上で加盟店契約を締結している。そして、その状況において決済情報が回ってきても、日本国内のイシャーにおいては、なかなか、これによって決済停止ができないというふうなものが今の実態でありまして、国内法の強化というものが、どこまで実効性を持たせられるのかというのに関して、法改正のやり方というのはいろいろやり方あると思いますが、まず、そこの前提はあると思います。

その上で、今、我々として、迅速かつ実効性のある取組をとにかくしなければいけない。そういう意識の中で、警察庁から情報をいただきながら、国際ブランド、そしてさらにその先、海外の事業者に対して対策を実施しているというのが、今の状況かと思っております。

以上です。

**【黒坂構成員】** お二方ともありがとうございました。いずれも大変よく理解できました。

やはり、私も基本的には同じ考え方で、今できることをとにかく急いでやるということが何よりも先決ではないかと。こういうふうに思っております。ですので、今後ともぜひ取組を進めていただければと考えております。ありがとうございます。

以上です。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。

では次に、田中構成員、お願いいいたします。

**【田中構成員】**

まず1つ目は、金融庁さんにお伺いしたいんですけども、口座凍結など行われていらっしゃるようですし、今後もしていくということなんんですけど、私たちの経験上、口座を幾ら凍結しても、その口座というのは、末端のお金に困った人たちがその口座を売ったりとか、私たちの仲間にもギャンブルのお金に行き詰まって、口座を売ってしまって、それで警察から取調べを受けるなんていう人たちもごろごろしている今現状で、その口座を

凍結することで、実際問題、その決済代行業者とか、また、その先にいる人たちにダメージを与えていくことができるのかどうか。しょせんはとかげの尻尾切りじゃないのかなという気がするんですけども、その辺はどうなのかというところを伺いたいということです。

あと、経産省さんにお伺いしたいのは、実際、これからできることをやっていくということは当然なんですけれども、それをやったとて、カジノへの送金ということというのは防げるものなのかな。諸外国では、イギリスなどでは、MasterCardなどが、これをやることはどんな性能の高いAIなどを使っても難しいというような見解を出されているんですけども、実際問題、これによって防げるものなのかなどうかというところの見解を教えていただければと思います。

【曾我部座長】 では、金融庁からお願いします。

【金融庁】 御指摘のように、実際のところ、犯罪者やオンラインカジノの送金に関する者が、自分の名前で自分の口座を使うケースというのはほぼなく、足がついてしまいますので、委員おっしゃるように、ネット上で1口座幾らとかで買ってきている、口座売買でこれを調達しているようなケースも多いと我々は認識しております。

ですので、今2つ、金融庁のほうで足元、取組がありまして、まず1つ目の取組というのが、不正に使われた口座の情報を金融機関間でも共有をしようとしております。このためのシステム構築をこれから進めていくところ、システム構築なのであと少しお時間はいただくことになりますが、これによって、売買した人の口座が悪用されると、ほかの金融機関にも名前が知れ渡りますので、ほかの金融機関で口座が作れなくなる。そうすると、犯罪者にとっても売買で口座を売ってくれるという人がだんだん少なくなっていく、供給が先細ってくるのではないかと考えております。そうしていくと、口座売買に軽い気持ちで手を染めている者もいるのではないかという話もあるかと思いますので、ちょうどこの12月から、金融庁のホームページ等にも出ておりますけれども、金融庁、警察庁、あと全国銀行協会等の官民一体で、口座売買は違法であり、金融機関も厳しく対処していくといった旨の、ショートドラマ形式のCMを今、展開をしているところでございます。若者にも届くように、SNSやYouTubeといったインターネットメディアも活用しながら、広報活動を展開し始めたというところでございます。

金融庁からは以上です。

【曾我部座長】 では、経済産業省さんお願いします。

**【経済産業省】** 経済産業省からお答え申し上げます。まず御質問としまして、今回の対策をすることによって、全体として、こういうふうな送金というのは防げるのかという御質問でした。それに関して、まず最初に、今回、我々は警察庁からオンラインカジノ事業者等々の情報をいただくわけですが、それが全体なのかどうかというのは、経産省としてなかなか判断しづらいところは、正直ございます。このオンラインカジノに関する事業者、今日御議論を聞いた上でも、多くの事業者が絡んでおり、そしてさらに、複雑な契約形態を取っている。この中で、果たして警察庁さんからいただく情報が全体なのかどうか、私どもは判断できませんが、まずその前提の上で、いただいた情報に関しては、しっかりと、国際ブランド、さらにその先に通していくことになります。いただいた情報という前提ではありますが、警察庁から情報をいただき、経済産業省を通じて渡したこういった情報に関しては、極めて有効に対応をしてくださるものだと我々は考えています。

以上です。

**【田中構成員】** すみません。経産省さん、よろしいでしょうか。私たちいろいろなこの家族相談を受けていて、例えば、家族のカードを使われてしまった、これはカジノの取引なんだみたいなことを言ったとしても、クレジットカード会社はその情報を吸い上げている様子もないですし、これはカジノの取引なんだというようなことの情報を吸い上げてもいないし、対策を練ってくれている感じでもないですし、そういったことというのは、警察からの情報だけじゃなく、きちんと現場からも、もっと情報を吸い上げるような仕組みというのはできないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

**【経済産業省】** まず、個別の事案なので、少しなかなかお答えが難しいというのは正直ございますが、利用者からの情報、さらに言うと、実際の決済が行われた加盟店、アカウトアラー、国際ブランドを介した情報、こういうふうなものをいろいろ総合的に見ながら、カード会社において対応は取られていくものだと思います。ただ、個別の事案により、なかなか難しいような話というものがあるのであれば、我々としては、何か個別に対応を考えていくという、そういうことになろうことかと思います。

**【田中構成員】** ぜひ、個別事案を情報収集できるような仕組みみたいなものを作っていただければなと思います。

あと、すみません。金融庁さんなんですかけれども、甘い気持ちで口座売買をしている人なんていません。私たちも、たくさんそういうことをやってしまった人たちがいますけど、それはギャンブル依存症という病気のために、追い詰められてそういうことをやっている

んです。先ほどおっしゃったように、ほかの口座でも一切作れなくなつたみたいな人、実際にますけれども、そうなつたら、社会復帰もできないですし、再起をしていくことが非常に難しい社会になってしまいます。末端を締め上げるだけではなく、その人たち、ギャンブル依存症によって一度は犯罪に手を染めてしまった人たちが、きちんと再起できる社会で、末端の取締りというのが一番簡単なんです。なので、薬物も「ダメ。ゼッタイ。」みたいなことではなくて、本当の悪人ですよね、あくどいことをやっている、オンラインカジノや決済代行業者、そこに関わっている人たち、そういった人たちが、ダイレクトに取り締まれるような対策を考えていただきたいなと思っています。

金融庁と経産省さんの、一生懸命そういうのやって、アピールされているということ分かるんですけども、予算がほとんどついてないんじゃないかなと思うので、それが本当に末端の人たちにまで行き届くプロモーションになるかどうかというのは、本当に予算規模を、もっと国中を挙げて、大々的なプロモーションをするとかしなければ、届いていかないと思っております。

以上です。

【曾我部座長】 どうもありがとうございました。

先ほど少し出たんですけど、私から御質問というか気になっていたのは、やはりこういう、金融庁にしても経済産業省にしても、こういう取組に関してやはり情報の共有といいますか、情報をどれだけ集められるかということが非常に重要だと思っておりまして、御質問出なければ私からしようと思っていたんですけども、先ほど金融庁さんにおいては、口座情報の共有をされようとしているというお話がありましたし、経済産業省についても、今先ほど田中構成員から、警察庁からだけではなく、もっと多様な情報源を見つつ探すべきじゃないかという御提案もありましたので、それは大変ごもつともな御提案かと思っております。実際上、いろいろ制約もあるかと思うんですけども、やはりこういう取組に関しては情報収集というのは非常に重要なと思いますので、引き続き、この仕組みの充実に向けて、御検討いただければと思っております。

ということで、こちらで御発言希望をいただいたのは尽くしたかと思いますので、次に、参りたいと思います。

金融庁、経済産業省は次の予定がおありということで、御退出いただきます。

続きまして、スポーツの不正防止に関する取組について、スポーツ庁参事官国際担当から御説明をいただきます。お願いいいたします。

【スポーツ庁】 スポーツ庁でございます。スポーツ庁の国際担当参事官、小川と申します。

オンラインカジノ対策に関するスポーツ庁の取組について、御説明申し上げます。今回の御説明の内容項目、御覧のとおり4本柱となっております。ガバナンスコードの策定・周知。また、1と2はかなり関連いたしますが、それに係るスポーツ団体の取組への支援。それから、今年前半にございました、「スポーツ基本法」改正を受けた対応が3つ目。4番目が、オンラインカジノを含む違法賭博に関する注意喚起の取組と、この4本になっております。順に説明させていただきます。

まず、1番目のガバナンスコードの策定・周知でございます。これはスポーツ庁におきまして、5年ほど前にスポーツ団体向けのガバナンスコードというものを策定いたしまして、各スポーツ団体におけるコンプライアンス教育等の実施などによる、コンプライアンス意識の徹底、ガバナンス確保の促進といった取組を実施しております。この中に、もちろんそれはオンラインカジノ対策とかにとどまるものではございませんけれども、こちらの下に内容を抜粋してございますけれども、コンプライアンス意識の徹底というところの文脈の中におきまして、スポーツにおける不正行為の防止でございますとか、違法賭博を含めた違法行為の防止というものを、各スポーツ団体において、しっかりと行ってもらうということを明文化いたしまして、その徹底を図っているところでございます。

その周知徹底の一環といたしまして、2番でございます。スポーツ団体の取組への支援といたしまして、このガバナンスコードの遵守に向けまして、積極的な取組を進める各種スポーツの中央競技団体への支援の実施をしております。これは、民間事業者に対して委託を行いまして、当該業者が、スポーツ団体向けの様々な研修会のようなものを実施してもらいまして、先ほど御説明しました「スポーツ団体向けガバナンスコード」の周知徹底をワークショップ等の開催を通じて徹底をしていくという取組を、予算事業で実施しております。

続いて、3番目でございます。3番目以降が、今年以降、新たに実施している取組でありますけれども、まずこちら、「スポーツ基本法」の改正を受けた対応でございます。今年6月に通常国会におきまして、スポーツ基本法の改正というものがございました。この改正が十数年ぶりに行われたというところでございまして、スポーツをめぐる様々な情勢の変化を踏まえまして、新たな改正を行ったものでございます。その際の大きな柱の一つといたしまして、一番上に書いてございますとおり、スポーツにおける公正公平の確保に係

る条文を新設いたしております。その内容を下に、スポーツ基本法の該当条文の抜粋入れておりますけれども、このスポーツ基本法の改正を踏まえまして、中ほどにございますとおり、9月1日付で法律の施行通知というものを、各スポーツ団体、関係のスポーツ関係者全てに通知をいたしまして、スポーツに係る競技の不正な操作等の防止、また、スポーツ団体のガバナンスの確保、こういったところ。さらには、オンラインカジノ対策に係る政府内の取組を踏まえまして、真ん中の箱の一番下のところに書いてございますけれども、スポーツ関係者がオンラインカジノを含む違法賭博に関わることがないように、コンプライアンス意識の徹底に取り組むように、通知の中で明文化して、周知徹底を図っているところでございます。

また、一番下のところに書いてございますけれども、このスポーツ基本法の改正を踏まえて、様々、スポーツ庁が、各スポーツ団体、あるいは都道府県等も含めたスポーツ関係者に、このスポーツ基本法改正について説明する機会ございますので、そういった場においても、このスポーツにおける公正公平の確保、こういったコンプライアンスの徹底といったところを、説明する機会を隨時設けているところでございます。

最後、4番目でございます。オンラインカジノを含む違法賭博に係る注意喚起でございますけれども、こちら、スポーツ基本法の改正とはまた別に、今回、先の通常国会におけるギャンブル等依存症対策基本法の改正を踏まえまして、今年7月に、各スポーツ団体に対して、これはもうコンプライアンス教育の実施というものに特化した形で、注意喚起の事務連絡を発出いたしまして、違法なオンラインカジノの広告の出演等について、注意喚起を行ったところでございます。

こういった形を通じて、スポーツ庁といたしましては、スポーツ関係の競技団体を中心に、注意喚起を常時行ってまいりまして、オンラインカジノ対策というものを、政府関係省庁と連携して進めてまいりたいと考えております。

御説明、以上でございます。

【曾我部座長】 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見のある方はチャット欄に御発言希望の旨をお知らせいただければと思います。では、山口構成員、お願ひいたします。

【山口構成員】 ありがとうございます。私からお尋ねしたいのは、2点ほどあります。

1点目は、スポーツ団体への取組の支援などに関してですけれども、まだ緒に就いたばかりなので、これは今後の課題と理解をしておりますが、オンラインカジノに手を染めて

しまった選手等のそのスポーツ関係者、あるいは、その結果八百長などまで進んでしまった選手等のスポーツ関係者が実際に現れてきた場合に、出場停止ですとか、あるいは選手登録等の取消しですとか、いずれはやはりペナルティーということを具体的に考えていかなければならないと思っているんですけれども、スポーツ庁としては、ペナルティーについては今後どのような方向があると考えていらっしゃるのかというのが、1点です。

もう1点は、スポーツの世界は、とりわけ海外との関わりが非常に強くなっています、実際に大きな規模の国際大会も毎年のように開かれるという状況にあります。来年も冬のオリンピックがあり、また、アジア大会は日本で開かれるというようなことになっておりまして、そうしますと、こうした、特に不正操作、八百長等に対しては、国際連携が必要ではないかと考えるんですが、それについてどのようなお考えをお持ちなのか。これが2点目であります。

よろしくお願ひいたします。

【曾我部座長】 スポーツ庁さん、いかがでしょう。

【スポーツ庁】 ありがとうございます。まず、1点目につきましては、現在そういうたペナルティーのようなものにつきましては、スポーツ庁のほうで何らかの基準等を設けているものではございませんで、正直、各スポーツ団体等の中で決定いただいているというのが現状でございますが、御指摘のとおり、まだ緒に就いたもののところというところもございますので、当然ながら、今後、大きな検討課題の一つであろうというふうには認識しておりますので、しっかり御意見は受け止めさせていただければと思います。

それから、海外の関わりでございますが、我々も、私自身が国際関係のポストでございますので、様々な形で諸外国とやり取りをするということがございますが、なかなかこういったオンラインカジノ対策、不正対策のような形で、それに特化した形で、情報交換を行うという機会はそう頻繁にはないというのが現状でございますが、一方で、ちょっと関連しますと、例えばアンチ・ドーピングなんかは既に国際的な枠組みがあります、先週も韓国で開催されておりましたけれども、そういった文脈の中で、そういった不正対策について各国から話が上がることはございます。したがいまして、そういった場を通じて、諸外国の情報等も収集しながら、国内の施策に生かしていきたいと考えております。

以上でございます。

【山口構成員】 ありがとうございました。

【曾我部座長】 ありがとうございました。

では続きまして、田中構成員、お願ひいたします。

【田中構成員】 お願いします。

まず、オンラインカジノというのは、そもそも無料版というのが広告塔になって、無料版だったらゲームと同じだから問題ないですよねということでCMが蔓延していって、そのCMに一番加担されたのが、サッカー選手なんですね。有名サッカー選手たちがこれを広告していたので、これが違法だと思わなかつたということで始めた人たちがすごくたくさんいるわけです。この無料版というのは本当に誘い水でしかないので、これはもう、今はCMなんかは禁止されているんですが、というような中にあって、まず、たくさんのキャッシュが残っていたり、動画が残っていたりということで、いまだにまだサッカー選手の有名選手がやっていた広告がネット上にはたくさん残っています。これらに対して、こういったCMに加担した選手たちが、あれは間違いだったと。オンラインカジノには手を出さないようにということの、被害者たちをたくさん生み出した、それに対する責任を取って、こういったプロモーションに協力させるべきではないかなと私は思っているんですけども、その辺のお考えがあるかというところが一つ。

それと、もう一つは、もちろん御存じだと思いますけれども、札幌コンサドーレというサッカーチームが、いまだに、オンラインカジノの無料版の「レオファン」をスポンサーにしているんです。それで、このレオファンのCMが、札幌コンサドーレの試合を見に行くとばーっと流れて、しかも、このレオファンによる親子無料御招待というのが、Jリーグがこども家庭庁の「こどもまんなか宣言」というのに協力しているものですから、このレオファンによって、毎年、親子無料御招待というのをやっているんですよ。これに対して、スポーツ庁から何か、勧告もしくはやめさせるということができないのでしょうか。なぜこれが放置されているのかということについて、御見解をお聞きしたいです。

【曾我部座長】 スポーツ庁さん、いかがでしょう。

【スポーツ庁】 お答えいたします。これまで、今御指摘いただいたようなところを、ちょっとスポーツ庁としても、正式にそういったサッカーチームでありますとかに伝えるような要望とかを、これまでいただいたことはございませんでしたので、これまで対応等は行っておりませんでしたけれども、その辺りについては、具体的な要望をいただきながら、必要に応じて、該当する競技団体でありますとか、リーグ等にお伝えして、注意喚起であったりとかを行っていくことは、当然やっていくことが必要であると思っておりますので、そこは、引き続き、御指導いただければと思っております。

以上でございます。

【田中構成員】 あの、レオファンについては、どうでしょうか。

【スポーツ庁】 それにつきましても、ちょっと正直、これまで我々としても、具体的な御指摘をこれまで頂戴してなかったものですから、そういう実態があるということであれば、こちらも内容を承った上で、しっかり問題点について伝えていきたいと思っております。

【田中構成員】 いえ、私たち、国会で、議員会館で、毎年ギャンブル依存症啓発週間のときに、関係省庁にいらしていただいて、議員とともに勉強会をやっていて、その時にスポーツ庁さんにもお越しいただいて、こういった問題提起をさせていただいております。その辺のところを、きちんと問題共有して、取組をしていただければと思っております。今までにも要望は出しています。そういう会議で。

【スポーツ庁】 かしこまりました。正直、今この時点ではそれが確認できておりませんので、その辺りは確認して、過去の対応も含めてちょっと精査させていただきます。

【田中構成員】 よろしくお願ひいたします。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

無料版に関しては、この検討会の中間論点整理におきましても、やはり無料版からの違法なオンラインカジノへの巧妙な誘導を行うことの問題性というのが指摘されておりまので、なかなか直接違法とは言えないのが現状ではありますけれども、啓発でありますとか、こういうコンプライアンス教育などの文脈では、厳密に違法かどうかを問う必要はないかと思いますので、この無料版の問題も含めて、認識を高めていただく必要があるのかなとは思っておりますので、中間論点整理についても、改めて御確認いただければと思います。

そのほか、いかがでございましょうか。

よろしいですかね。

時間のほうも迫ってまいりましたので、特に御発言がないことであれば、こちらにて討議を終えさせていただければと思います。

本日も活発な御議論、貴重な御意見賜り、ありがとうございました。

最後に、事務局から連絡事項をお願いいたします。

【鈴木利用環境課課長補佐】 事務局でございます。

次回第11回会合は、12月22日月曜日午後1時からを予定しております。ギャンブル等依

存症対策基本法改正に伴う効果検証等を予定しております。詳細につきましては、追ってお知らせさせていただきます。

事務局からは以上となります。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

では、以上をもちまして、オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会、第10回会合を終了とさせていただきます。

本日は皆様お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございました。引き続き、よろしくお願ひいたします。